



鳥取県公報

平成 29 年 10 月 24 日(火)
第 8 9 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（666）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（667）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除（668）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	基本測量の実施（669）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の終了（670）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の退任（671）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（物品契約課）・・・・・・・・・・ 3
	落札者の決定（病院局総務課）・・・・・・・・・・ 10

告 示

鳥取県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
株式会社米沢薬局	鳥取市河原町長瀬80-10	平成29年8月13日

鳥取県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
米沢薬局	鳥取市河原町長瀬45-14	平成29年8月13日

鳥取県告示第668号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市富益町字新開式22の22、字新開参24の12
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第669号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 2 作業期間 平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域 米子市

鳥取県告示第670号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 境港市佐斐神町
- 3 終了年月日 平成29年8月31日

鳥取県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年10月24日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理 事 天 野 哲 治 倉吉市穴沢60-2

平成29年9月30日退任

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
青谷都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
鳥取市青谷町養郷、鳥取市青谷町青谷
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成29年10月24日から同年11月7日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

恒温恒湿室 1 式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年 3 月 23 日 (金)

(4) 納入場所

鳥取市河原町稲常113 鳥取県林業試験場屋内試験棟 (新築)

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額 (以下「入札価格」という。) に 100 分の 108 を乗じて得た金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を有する者であって、その業種区分が次のいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 医療・理化学機器類の理化学機器

イ 機械器具類の諸機器

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和40年 1 月 30 日付発出第36号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿 (以下「競争入札参加資格者名簿」という。) への登録に関する申請書類を平成29年11月 1 日 (水) 正午までに 4 の (3) の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の (3) の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年10月24日 (火) から同年12月11日 (月) (再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第157号) 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年10月24日 (火) から同年12月11日 (月) (再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-1203 鳥取市河原町稲常 113

鳥取県林業試験場木材利用研究室

電話 0858-85-6221

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

平成29年10月24日（火）から同年11月13日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成29年10月24日（火）から同年11月13日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年12月4日（月）から同月11日（月）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月8日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年12月11日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年11月13日(月)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Constant temperature and humidity chamber

Quantity 1

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 13 November, 2017

(3) Time limit for submission of tenders : Noon, 11 December, 2017

Time limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 8 December, 2017

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contract and Supplies Office Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

実大強度試験機 1 式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年 3 月 23 日 (金)

(4) 納入場所

鳥取市河原町稲常113 鳥取県林業試験場木材加工研究棟

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であって、その業種区分が次のいずれかの業種区分に登録されているものであること。

ア 医療・理化学機器類の理化学機器

イ 機械器具類の諸機器

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年 1 月 30 日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年11月 1 日（水）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年10月24日（火）から同年12月11日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年10月24日（火）から同年12月11日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-1203 鳥取市河原町稲常 113

鳥取県林業試験場木材利用研究室

電話 0858-85-6221

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

平成29年10月24日（火）から同年11月13日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成29年10月24日（火）から同年11月13日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年12月4日（月）から同月11日（月）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月8日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年12月11日（月）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年11月13日(月)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等

により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Full-scale strength tester Quantity 1

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5 :00 PM, 13 November, 2017

(3) Time limit for submission of tenders : Noon, 11 December, 2017

Time limit for submission of tenders by registered mail : 5 :00 PM, 8 December, 2017

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts
Contract and Supplies Office Tottori Prefectural Government 1 -220 Higashi-machi, Tottori-shi
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7432

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 24 日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立中央病院放射線治療装置システムほか医療機器 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 29 年 9 月 4 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士フイルムメディカル株式会社中国地区営業本部
広島県広島市西区南観音六丁目 12-27 |
| 5 落 札 金 額 | 1,906,200,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 29 年 6 月 30 日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
鳥取市江津 730 |